

当センターに寄せられた相談事例や、注意してほしいトラブルなどについて、市民の皆さんにお伝えします。不審に思われたら、まずご相談ください。

## 「〇〇ペイで返金します」詐欺被害相談が急増中です！



「消費者庁イラスト集より」



### [相談事例]

SNS上の広告で大好きなブランド洋服を格安で見つけたので即買いした。しかし後日業者から「あなたが注文した洋服は売り切れてしまった。返金しますが、〇〇ペイでしか返金できない」という案内がきた。私は〇〇ペイを利用したことがないのに業者の言いなりに操作したところ、返金ではなく、送金操作に誘導されてしまい、逆に高額送金してしまった。

返金操作と言いながら遂に送金操作に誘導させるなんて…



・最近「△△市場店」等と称するSNS上の広告サイトで商品を注文した消費者が、販売事業社から「欠品なので〇〇ペイを使って返金します」などと説明され、スマートフォンで返金手続きを行ったところ、「返金してもらうはずがいつの間にか送金してしまった」という相談が全国の消費生活センターに寄せられており、塩尻市消費生活センターにおいても同様の相談が増加傾向にあります。

具体的な相談事例の内容は

- (1) SNS上のサイトで通常価格より大幅に安いブランド品を注文させます。
- (2) その後事業者から、「欠品のため、返金したい」という連絡がきます。
- (3) 返金手続きとして「〇〇ペイで電子返金する」と連絡がきますが、「返金操作がうまくいかない」などとして、別のアカウントへの切替えを求めてきます。
- (4) 返金手続きと称してSNS通話で〇〇ペイの操作を指示し、逆に送金させます。複数の決済アプリから送金させる手口もあります。

## 「〇〇ペイで返金します」は詐欺の可能性が十分にあります！

相手の指示にその場で応じず、早急に当センターにご相談ください。

塩尻市消費生活センター

☎0263-52-0280（代）内線1129

相談日時：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）8:30～17:15

または

消費者ホットライン

局番なし

1 8 8 土・日・祝日も相談できます